

(別紙1)

都道府県耕作放棄地対策協議会規約

平成 年 月 日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、都道府県耕作放棄地対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)という。

(備考)

農業再生協議会の設置、整理・統合や、既存の組織の改編等により、当該組織を都道府県協議会とし、その名称を都道府県協議会の名称として使用する等の場合には、都道府県協議会の名称は、「都道府県耕作放棄地対策協議会」としなくても構わない。

(事務所)

第2条 都道府県協議会は、主たる事務所を に置く。

(備考)

都道府県協議会の事務を複数の組織が分担して行う場合は、第2条中「 」には、主たる事務を分担する組織の住所を記載する。

(目的)

第3条 都道府県協議会は、耕作放棄地の再生利用、等に資することを目的とする。

(備考)

第3条中「耕作放棄地の再生利用に資すること」の他に「等に資すること」等の目的を加える又は現に他の目的を有する場合には、第4条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

第4条 都道府県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 耕作放棄地の再生利用に関すること。

(2) を達成するために必要なこと。

2 都道府県協議会は、前項第号に関する業務の一部を に委託して実施する。

(備考)

第2項は、都道府県協議会が業務の一部を他に委託して実施しない場合には削る。

第2章 会員等

(都道府県協議会の会員)

第5条 都道府県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(備考)

都道府県協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく都道府県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 都道府県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 名
 - (3) 監事 名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、都道府県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 都道府県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、年とする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任する

までの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員 の 解任)

第11条 都道府県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、都道府県協議会は、その総会の開催の日の 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員 の 報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(総会 の 種別等)

第13条 都道府県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の 分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会 の 招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会 の 議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 第 4 条の事業の実施に関する事。
- (5) その他都道府県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 都道府県協議会規約の変更
- (2) 都道府県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに都道府県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を都道府県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第 1 項及び第 4 項並びに第17条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

第 5 章 幹事会

(備考)

幹事会を置かない都道府県協議会においては、本章を削る。

(幹事会の構成等)

第20条 都道府県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(備考)

幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会において必要と認められた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき都道府県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1)

(2)

(3)

(備考)

第2項の事務局のメンバーの選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 都道府県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 都道府県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 都道府県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(備考)

第6号は、幹事会を置かない場合には削る。

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 都道府県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 都道府県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 都道府県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 都道府県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 都道府県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 都道府県協議会の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 都道府県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第29条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより 農政局長に提出しなければならない。

(備考)

「 農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「農林水産省農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。第33条について同じ。

第8章 都道府県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、都道府県協議会は、遅滞なく 農政局長に届出なければならない。

(備考)

「 農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「農林水産省農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「内

閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。また、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会が、要綱第5の2の要件を満たし、その区域とする都道府県の区域において本対策の実施主体となる場合には、「農政局長」を、「都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する」地方農政事務局長」と改めることができるものとする。

（事業終了後及び都道府県協議会が解散した場合の残余財産の処分）

第33条 第4条第 項第 号の事業が終了した場合及び都道府県協議会が自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て都道府県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

（細則）

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、都道府県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

（備考）

幹事会を置かない場合には、第35条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 都道府県協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会に統合する目的で解散した場合、都道府県農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継するとともに、国から交付された耕作放棄地再生利用交付金により積み立てている資金の全額を譲渡するものとする。

（備考）

新たに都道府県協議会を設立する場合には、以下を加える。

- 1 都道府県協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成 年 月 日までとする。
- 2 都道府県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 本都道府県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。